

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 長寿社会課

法令名	社会福祉法			法令番号	昭和26年法律第45号			
手続名	社会福祉法人の社会福祉充実計画の変更の承認			根拠条項	第55条の3第3項において準用する 第55条の2第9項			
審査基準	<p>社会福祉法人の社会福祉充実計画の変更の承認は、根拠条項のほか、平成29年1月24日付け雇児発0124第1号・社援発0124第1号・老発0124第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」に定める社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準に基づいて行う。</p>							
	受付機関	長寿社会課	処理機関	長寿社会課	交付機関	長寿社会課	標準処理期間 標準経由期間	20日 一日